（別紙）

令和８年度「ＨＩＶ検査普及週間」実施要綱

１　趣　　旨

令和８年３月２６日のエイズ動向委員会の発表によると、令和７年の新規ＨＩＶ感染者報告数は、令和６年と比較してわずかに減少した。また、令和７年の新規エイズ患者報告数は、令和６年と比べ減少した。しかし、新規報告数全体に占めるエイズ患者報告数の割合は、依然として約３割で推移している。保健所等での検査件数の伸びが鈍化していることも留意しつつ、今後の状況を注視していく必要がある。

令和７年の保健所等におけるＨＩＶ抗体検査及びＨＩＶ郵送検査件数は、令和６年に比べおおむね横ばいである。今回の報告からＨＩＶ郵送検査件数が追加されており、検査件数の解釈については、今後の推移を注視しながら詳細な検討が必要である。

こうした状況から、検査・相談体制の強化は、今なおエイズ対策の喫緊の課題となっており、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（令和７年厚生労働省告示第２９４号。以下「エイズ予防指針」という。）に基づき、引き続き、検査・相談体制の充実に向けた取組を強化することが重要である。ＨＩＶ検査普及週間は、エイズ予防指針の趣旨を踏まえ、国や都道府県等が、利便性の高い時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施するなど、利用の機会を拡大するとともに、広く国民に対して、検査・相談体制に係る情報提供を含む普及啓発を行い、ＨＩＶ検査の浸透・普及を図る機会とするものである。

また、性感染症のり患及びＨＩＶとエイズとの関係が緊密であること等を鑑み、近年感染者数が増加している梅毒についても、検査の実施や普及啓発の推進を図ることとする。

２　期　　間

令和８年６月１日(月)から同月７日（日）まで

３　主　　唱

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

４　主　　題（キャッチフレーズ）

各都道府県等によって適宜定めるものとする。

なお、ＨＩＶ検査ではなく、広く理解されやすくなるよう「ＨＩＶ（エイズ）検査」という名称を用いても構わない。

（例：「無料＋匿名＋ＨＩＶ（エイズ）検査＝保健所」等）

5　実施方法

（1）厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

本週間に係る全国的なキャンペーン活動を行うとともに、期間内における検査の日程及び会場等について、プレス発表等を通じて全国一斉に紹介することにより、広くＨＩＶとエイズに対する関心の喚起を図る。

また、ＨＩＶ検査や相談・カウンセリングに係るマニュアル等を作成するなど、検査や相談に係る情報提供を行うことにより、都道府県等が行う検査・相談に対する技術的支援を行う。

（2）都道府県等

受検者の立場に立ち、地域における特性を踏まえながら、利便性やサービス向上に配慮した検査・相談体制の整備促進を図り、これにより、ＨＩＶ検査が地域住民にとって身近なものと捉えられるよう環境整備に努めること。

具体的には、平日夜間や土日における検査といった時間外検査や迅速検査、梅毒など他の性感染症との同時検査等の実施はもとより、ＨＩＶ検査の普及を図るため、イベント等の機会と連動した検査の実施などを行う。

また、ＨＩＶとエイズに係る最新の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、検査・相談の利用に係る情報について、梅毒など関心度の高い感染症情報とも合わせて、特に梅毒は街頭での呼びかけや感染リスクの高い性産業従事者等への啓発活動等積極的な広報に努める。

6　留意事項

ＨＩＶ検査や相談に当たっては、受検者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、検査前及び検査後の相談の機会において、受検者の行動変容を促すため、適切な相談を行うよう努めること。

都道府県から警察に依頼があった場合、広報のために性風俗店営業者の事業者情報の提供や保健所職員等が個別の事業者を訪問する場合にトラブル防止の必要が認められればその活動の後方支援などを協力していただけるため、適宜相談すること。

また、陽性が判明した場合については、医療機関の紹介等に当たり十分に説明する等配慮すること。

7　その他

本週間において実施するＨＩＶ検査・相談については、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金「特定感染症検査等事業（ＨＩＶ抗体検査及びエイズに関する相談事業）」の補助対象である。

また、ＨＩＶ検査・相談と併せて実施するイベントやポスター掲示等のＨＩＶ検査・相談に係る普及啓発費用については、「エイズ対策促進事業」の補助対象である。